

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新通知書等の発送停止措置要領 の制定について（例規通達）

本県警察における被害者支援については、「富山県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について」（平成28年6月29日付け富相第1261号）により推進しているところであるが、この度、別添のとおり「交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新通知書等の発送停止措置要領」を制定し、平成9年6月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新通知書等の発送停止措置要領

1 趣旨

運転免許証を有する者が、交通事故等によって死亡し、その事実を警察が確認しているにもかかわらず、運転免許証の更新通知書等（以下「更新通知書等」という。）を送付することは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりではなく、警察に対する不信感を生じさせることにもなる。

そこで、本県警察における被害者支援の一環として、このような場合の更新通知書等の発送停止措置を推進することとしたものである。

2 対象者及び対象文書

(1) 更新通知書等の発送停止対象者

ア 警察において死体を取り扱った次に掲げる者のうち、身元確認が確実にできたもの（死亡者の住所（居所）地の如何を問わない。イにおいても同じ。）

(ア) 交通事故により死亡した者

(イ) 交通事故以外の過失事件により死亡した者

(ウ) 殺人事件又は傷害致死事件により死亡した者

(エ) その他(ア)～(ウ)以外で死亡した者

イ 警察において死体を取り扱ってはいないが、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの。

(2) 発送停止対象文書

ア 更新通知書（富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）第42条第2項の規定に基づく書面をいう。）

イ 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書・累積点数証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第1号又は第2号の規定に基づく書面をいう。）

ウ 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

3 措置要領

(1) 2(1)の対象者を取り扱った所属長の措置

所属長は、2(1)の対象者について免許照会を行うこととし、運転免許を有することが判明したときは、「死亡者通報連絡票」（別記様式）により運転免許センター長に通報するものとする。

(2) 運転免許センター長の措置

ア 運転免許センター長は、(1)に係る対象者の住所（居所）地が、県内にある場合には、必要なリストを作成して6年間保存することとした上で、県内マスター及び警察庁の運転者管理システムから当該対象者の免許データを抹消するものとする。

イ (1)に係る対象者の住所（居所）が、他の都道府県にある場合は、速やかに「死亡者通報連絡票」（別記様式）により当該都道府県の運転免許担当課長へ通報するものとし、他の都道府県の運転免許担当課長から同通報を受理した場合は、アの措置を講ずるものとする。

4 通報連絡体制の確立

(1) 本措置の円滑な推進を図るため、警察署及び高速道路交通警察隊に通報連絡責任者を配置（指定）し、相互の連絡を密にするなど通報連絡体制を確立するものとする。

(2) 警察署にあつては、刑事課長（刑事第一課長及び刑事生活安全課長を含む。）及び交通課長（地域交通課長を含む。）を、高速道路交通警察隊にあつては、副隊長を通報連絡責任者に充てるものとする。

別記様式省略